# 自然保育活動フィールド等整備事業の実施に当たっての留意点等

**本事業は、「長野県森林づくり県民税」を活用して、信州やまほいく認定園の活動フィールド等の整備を行うことで、森林を活用した自然保育の安全性の確保、保育環境の向上を図るものです。**

**事業の実施には適正な執行が求められますので、十分ご注意ください。**

## 1　実施主体

本事業を実施できるのは、信州型自然保育（信州やまほいく）認定制度の認定を受けた園（認定園）の設置主体である市町村、法人、民間団体等です。

書類の提出者は、園（園長）ではなく、団体（団体の長）としてください。

## 2　補助対象事業

○ 補助の対象となる事業は以下の２種類に区分しており、それぞれ補助率、上限額が異なります。また、本事業は森林づくり県民税を活用しているため、森林の利活用を図るものであることを前提とします。

(1) 活動フィールドの整備（補助率 9/10、上限額 100 万円）

自然保育の活動フィールド自体を整備するものです。

［対象となる事業（例）］

・森林整備（林間整備、下刈り、枝打ち、除伐、間伐、つる切り、危険木除去、倒木・折損木処理、植栽、森林維持・回復のための樹木への薬剤投与等）

・土留め、チップ敷き、歩道整備、土壌改良等（森林整備の事業費を超えない範囲で、森林整備と一体となって行う場合に限り、補助率 9/10 を適用します。この条件に当てはまらない場合には、(2)の補助率 1/2 の適用となります。）

※「森林整備と一体となって行う」とは、自然のフィールドそのものに手を加えることを表し、(2)に示すようなフィールドに新たな施設を整備することとは区別されます。

［対象とならない事業（例）］

・森林を開墾して、運動場や園庭として整備すること
……森林として利活用しているとはいえません。

・園庭の樹木の伐採・剪定、芝生化、ビオトープ化等
……園庭は森林とはいえません。

・活動フィールドの整備のために認定園等が使用する備品類（チェーンソー、ビーバー等）の購入等

(2) 活動フィールドにおける付帯施設の整備（補助率 1/2、上限額 50 万円）

自然保育活動を行うときに子どもが直接使用する施設、又は安全性確保に資する施設を整備するものです。

［対象となる事業（例）］

トイレ、東屋、水場、転落防止柵等

［対象とならない事業（例）］

・遊具の設置（東屋の機能を持っているものでも、ツリーハウスなど、遊具としての要素が高いものは対象とはなりません。）

・自然保育活動に使用する道具を収納するための物置の設置
・付帯施設の整備のために認定園等が使用する備品類の購入　等

○ 整備を行う活動フィールドの土地の地目に制限はありません。ただし、木竹が集団して生育しており、外形的に森林と判断できる土地でなくてはなりません。

## 3　補助金額

補助金額の上限は、活動フィールド整備事業の場合は 100 万円、付帯施設整備事業の場合は 50 万円です。

補助金の総額が 10 万円未満となる事業は、補助の対象になりません。

ただし、計画（申請）段階では補助金額が 10 万円を上回っていたものの、補助金の交付決定後、入札、見積、請求による契約額が確定したときに補助金額が 10 万円を下回ることとなったときには、速やかに、県に相談してください。

## 4　補助対象経費

補助の対象となる経費は、事業の実施に必要な以下の経費です。

・事業の実施を業者（個人）に依頼したときの役務費、委託料、工事請負費、修繕料、処分費等
・事業を実施主体が自ら行うときの材料の購入費（消耗品費、原材料費)、道具類の借上料等

［対象とならない経費（例)］
・活動フィールド用地の取得・賃借に要する費用
・整備に必要な道具類の購入費
・実施主体の職員や保護者が自ら作業を行うときの労務費　等

## 5　事業の実施

○ 実施を業者（個人）に依頼する場合の業者は、補助金交付要綱では、県の規定に準ずる方法により決定することとしています。

市町村等で会計処理規定がある場合はそれによってください。会計処理規定のない団体の場合は、県の規定（下表）に準じて業者を決定してください。

[県の財務規則]

(随意契約（任意に特定の者を選んで契約する方式）によることができる額）※

| | |
|---|---|
| 工事・製造の請負 | 400 万円以下 |
| 物品購入 | 300 万円以下 |
| 物件借入 | 150 万円以下 |
| 財産売払 | 100 万円以下 |
| 物件貸付 | 50 万円以下 |
| その他（委託等） | 200 万円以下 |

※　この金額を超える場合は任意に特定の業者を選ぶことができません。

競争入札（複数業者（原則 10 者以上）から見積を取り、最も価格の低い業者と契約）を行う必要があります。

本事業で上記の額を超えることは滅多にないと思われますが、万が一超える際は、契約方法などについて県にご相談ください。

（見積書の徴取）

10 万円以上の事業の場合は原則２者以上から、同条件による見積書を徴取の上、見積額の低い業者を決定してください。

| 事業費見込額 | 見積書の徴取 |
|---|---|
| 10 万円以上 | 複数者から徴取 |
| 10 万円未満 | 不要 |

特別な事情により、事業費が 10 万円以上であって、一者随意契約（任意に特定の一者を選んで契約する方式）とする場合は、その理由を明確にして、事業計画書（様式第１号別紙）の備考欄に記載してください。

なお、特別な事情とは、特殊な工事等で地域に施工可能な業者が１者のみである等が考えられますが、これについても県の規定に準じる必要がありますので、一者随意契約を行う場合には、必ず事前に御相談ください。

○ 事業の実施状況が分かるように、着手前と完了後のそれぞれの様子を写真などで記録し、実績報告の際に添付してください。
○ 事業は、補助金交付決定となった年度の２月末までに完了させてください。
○ 活動フィールドの整備により間伐や伐採した木材を売却するなどして、収入が発生した場合には、補助対象経費からその収入を控除して、補助金額を算出します。

## ６　事業実施箇所の表示

本事業により整備した箇所については、見やすい場所に事業実施年度及び「長野県森林づくり県民税」を活用していることを必ず表示してください。

なお、表示に当たっては、第３期森林づくり県民税のロゴマーク及びキャラクター（別紙）を適宜ご活用ください。データが必要な場合には、県にご連絡ください。

| 区　分 | 表示方法等 |
|---|---|
| 活動フィールド整備 | 立て看板等に表示 |
| 活動フィールドにおける付帯施設整備 | 施設の見える場所に表示 |

## ７　帳簿や証拠書類の保存

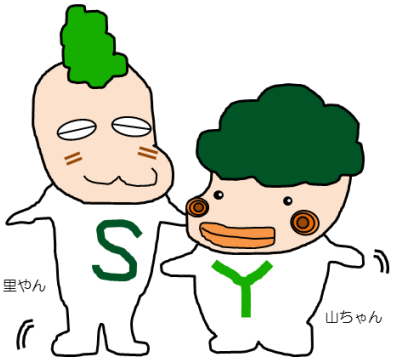
本事業に係る帳簿や証拠書類は、事業実施年度以降においても、必要に応じて確認をさせていただく場合があります。証拠書類については、事業実施年度の翌年度から５年間整理保存しておいてください。

※事業の実施に当たっては、別紙「自然保育活動フィールド等整備事業　事務手続きの流れ」をご覧ください。

別　紙

## 第４期森林づくり県民税ロゴマーク




森林づくり県民税キャラクター
”里やん“ と ”山ちゃん“

○森林づくり県民税活用事業の成果物等への表示例

【例１】

**この○○○○は、長野県**
**森林づくり県民税を**
**活用して作成しました。**




【例２】




**令和○○年度**
**長野県森林づくり県民税**
**活用事業**

【例３】

